

社福第1998-2号
令和8年1月29日

各福祉施設
各福祉サービス事業所 } 管理者様

埼玉県福祉部社会福祉課長
浅見 洋（公印省略）

埼玉県福祉サービス第三者評価の受審について（依頼）

県の社会福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

埼玉県では福祉サービスの質の向上を目的とした「埼玉県福祉サービス第三者評価事業」を実施しております。本事業は、第三者の視点から福祉サービスの評価を行い、サービスの改善点を明確にすることで、利用者の皆様により良いサービスを提供することを目的としています。

つきましては、貴施設・事業所におかれましても、本事業への御理解を深めていただき、福祉サービス第三者評価の受審について御検討くださるようお願い申し上げます。

記

1 評価対象

高齢者福祉施設、訪問介護、通所介護、障害者支援施設、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、保育所、地域型保育事業、放課後児童クラブなど44サービス

2 評価内容

サービスの質に関する評価基準に基づく調査と評価

3 評価機関

埼玉県が認定した第三者評価機関

4 評価結果の公表

評価結果は埼玉県のホームページにて公表されます。

詳細につきましては、下記の県の公式ホームページを御覧ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/daisansha-toppage/index.html>

5 受審のメリット

福祉サービス第三者評価事業を受審することで、以下のような多くのメリットを得ることができます。

(1) サービスの質の向上

第三者評価を受けることで、外部の専門家からの客観的な視点で施設サービスの現状を評価してもらいます。これにより、改善点が明確になり、サービスの質を向上させるための具体的なアドバイスを得ることができます。

また、評価結果を活用し、第三者評価を受審した類似事業所と比較を行うことで、特色を再確認し、強みの伸長や優先すべき改善領域の発見につながります。

(2) 危機管理体制の整備

虐待防止体制や事故防止、感染対策などが総点検され、リスクマネジメント体制の強化につながります。

(3) 職員の意識向上

評価プロセスを通じて、職員一人ひとりが自らの業務を見直し、改善意欲を高めることができます。職員間の認識の違いを明確にし、共通の目標に向かって意識を統一する機会となります。

(4) 利用者からの信頼向上

第三者評価を受けることで、利用者やその御家族に対して、質の高いサービスを提供していることをアピールできます。これにより、利用者からの信頼が高まり、施設の評判向上にもつながります。

(5) 求職者へのアピール

第三者評価の受審を求人票の特記事項欄に記載していただくことで求職者に対し、自らサービスの向上に取り組んでいることをアピールし、評価結果を事業所の広報・採用等にも活用することができます。

(6) 継続的な改善

評価結果を基に、定期的な自己評価を行い、継続的なサービス改善に取り組むことができます。これにより、長期的な視点での施設運営が可能となり、将来的な課題にも柔軟に対応できます。

福祉サービス第三者評価の受審は、施設全体のサービス向上を図るきっかけになります。ぜひ、この機会に第三者評価の受審を御検討ください。

担当　　総務・社会福祉担当　越前
電話　　048-830-3221
MAIL　a3270-10@pref.saitama.lg.jp